

川崎信用金庫 行動計画

職員が仕事と育児の両方に積極的に取り組んでいくことで、いきいきと働ける職場環境を目指すため、次のとおり行動計画を策定します。

1. 計画期間 平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日までの 2 年間

2. 内 容

目標 1

子どもの出生時における父親の配偶者分娩休暇（慶弔休暇）取得を推進し、
取得率 80%以上を維持

<対策>

- ・パソコン「掲示板」等を利用し、配偶者分娩休暇の取得状況を周知させる

目標 2

計画期間内に育児休業の取得状況を次のとおり維持

男性職員・・・取得率 30%以上

女性職員・・・取得率 90%以上

<対策>

- ・パソコン「掲示板」等を利用し、育児休業の取得状況を周知させる